

MEMORANDUM

改正電波法・放送法による外資規制の強化に関して －平成 17 年改正法及び改正総務省令の解説－

平成 18 年 2 月 14 日
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

第 1 本メモランダムの目的

本メモランダムは、地上放送をする無線局が発行する株式を外国人・外国法人が取得する場合に対する規制の強化を目的としてなされた電波法・放送法の改正及びそれに伴う総務省令の改正のポイントについて説明することを目的としています¹。

第 2 規制強化の背景

2005 年のライブドアによるニッポン放送株の大量取得において、ライブドアは、株式購入資金確保のため、転換社債型新株予約権付社債を発行し、リーマン・ブラザーズ証券がこれを引き受けました。リーマン・ブラザーズ証券が転換社債型新株予約権付社債を株式に転換して保有すれば、同社がライブドアの筆頭株主となることから、ライブドアがニッポン放送株を大量に取得すると、外資が間接的に放送局を支配することができることへの懸念が浮上しました。

しかし、改正前の電波法・放送法の規定においては、外資による放送会社への直接的な出資が 20% 以上となった場合のみが制限され、日本法人を介した間接的な出資は制限されていませんでした。

このような事態を背景として、電波法・放送法の外資規制の見直しが検討され、電波法及び放送法の一部を改正する法律案（第 163 回閣第 7 号）が平成 17 年 9 月 30 日衆議院に提出され、2005 年 10 月 26 日参議院本会議で可決・成立し、2005 年 11 月 2 日公布されました（平成 17 年法律第 107 号）。²

電波法及び放送法の一部を改正する法律、電波法及び放送法の一部を改正する法律新旧対照条文などについては、下記総務省ウェブサイトでご覧になれます。

http://www.soumu.go.jp/menu_04/s_hourei/new_hourei.html

（参考）

電波法及び放送法の一部を改正する法律案の提出理由（抄）

「・・・放送に係る外資規制の実効性を確保するため、外国人等が議決権の一定割合以上を占める法人又は団体が地上放送の業務を行おうとする者の議決権の一定割合以上を占めていることを放送局の免許の欠格事由とする等の必

¹ 今回の改正においては、電波利用料の見直しについての改正もなされていますが、これについての説明は本メモランダムでは取り扱いません。

² この改正案は、外資規制の強化につき同様の内容のものが平成 16 年の第 162 回通常国会においても提出されていましたが、成立前に衆議院が解散し、廃案となっていました。

要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」

また、電波法・放送法の改正に伴い、総務省令（電波法施行規則、放送法施行規則）も改正されています。電波法施行規則の一部を改正する省令及び放送法施行規則の一部を改正する省令の総務省発表資料は、下記総務省ウェブサイトでご覧になれます。
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&KID=145001713&OBJCD=100145&GROUP=>

第3 改正の主なポイント

ここでは、改正の主なポイントを解説しています。より詳細な規制内容については、第4「改正法の解説」をご参照下さい。

1. 地上放送について、間接出資規制が導入されます。
改正前の規定においては、外国法人等による直接的な出資のみが制限され、日本の法人又は団体を介した間接的な出資は制限されていませんでした。
2. 衛星放送については、間接出資規制は導入されませんでした。
3. 間接出資規制の基本的な枠組みは、日本電信電話株式会社等に関する法律（「NTT法」）の例が参考とされているようです（NTT法の規制の概要は下記ご参照）。具体的な計算方法等については、総務省令で規定されています。

総務省令によれば、放送をする無線局に対する間接出資について、①外国法人等による直接株主に対する出資比率が10%以上であって、かつ、②その直接株主の放送をする無線局に対する出資比率が10%以上である場合のみ、直接株主を通じて間接的に保有する議決権割合を計算することになります。逆にいえば、上記①②のいずれかの条件を満たさない場合には、その直接株主を通じた議決権の間接的保有については規制の対象外となります。上記①②の条件を両方満たす場合には、間接的に占める議決権の割合は、直接株主の放送をする無線局に対する議決権の割合に、外国法人等の直接株主に対する議決権の割合を乗じて決定されることとなります。

但し、外国法人等が占める直接株主の議決権割合が2分の1を超える場合には、外資系日本法人の放送をする無線局に対する議決権の割合が、間接議決割合とされます。この場合、他の外国法人等がいても、その外国法人等については、間接議決権を計算しません。

以上が原則的な計算方法ですが、議決権10分の1未満の特例、実質的支配の特例、及び照会の特例が設けられています。

4. 外国人等³の株式のすべてについて株主名簿に記載等⁴することで、外資規制

³ 「外国法人等」（平成17年改正電波法施行規則第6条の3の2第1項）と「外国人等」（平成17年改正放送法第52条の8第1項）は、似た言葉ですが、異なる概念ですので、ご注意下さい。詳細は、第4「改正法案」の解説をご覧ください。

に抵触することとなる場合に、株主名簿への記載等の拒否ができる旨が規定されています。同様の規定は、直接出資については、改正前から存在していましたが、さらに間接出資の場合についても、株主名簿への記載等の拒否が規定されました。

5. 上記4. の株主名簿への記載等の拒否ができる場合を除き、間接出資を含む外国人等の株式のすべてについて議決権を有するとした場合に、間接出資規制によって外資規制に抵触することとなる場合に、株主は、当該株式について議決権を有しないものとする旨が規定されました。

第4 改正法の解説

- 1 免許の欠格事由・不許可
- 2 免許の取り消し
- 3 名義書換の拒否・議決権の否定
- 4 施行期日・経過措置

1. 免許の欠格事由・不許可

ア 間接的支配に対する規制の導入

無線局を開設しようとする者は、原則として総務大臣の免許を受けなければならないとされています（改正前電波法第4条柱書き本文、平成17年改正電波法も同様。）。

改正前電波法は、文言上、外資が日本の法人又は団体を介して間接的に保有する議決権について、規制をしていませんでした（改正前電波法第5条第4項）。

平成17年改正電波法では、下記の第5条第4項第3号が挿入され、放送をする無線局に対する間接的支配についても規制が加えられることとなりました。但し、人工衛星に開設する特定放送局については、英国、米国、仏国において、規制を適用されている実例もなく、また、メディアとしての普及・発展段階にあること等から、今回の改正の対象とはされておらず、第3号の規制は及びません⁵。

- 「3 法人又は団体であつて、イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者によりロに掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の5分の1以上を占めるもの（前号に該当する場合を除く。）

⁴ 平成17年改正放送法第52条の8第1項は、株主名簿への記載・記録について、同条第2項は、実質株主名簿への記載・記録について、規定しています。以下、株主名簿への記載・記録、実質株主名簿への記載・記録をまとめて「株主名簿への記載等」と言います。

⁵ 総務省情報通信政策局作成の平成17年4月付け「放送局に対する外資規制について」。

http://www.soumu.go.jp/menu_04/gaiyo/050419_a.pdf

イ 第1項第1号から第3号までに掲げる者

ロ イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体」

※イの第1項第1号から第3号までに掲げる者とは、①日本の国籍を有しない人、②外国政府又はその代表者、③外国の法人又は団体です。

これによれば、直接に占められる議決権の割合と間接的に占められる議決権の割合の合計がその議決権の20%以上を占める法人又は団体は、免許欠格事由に該当することになります。

株式を保有すること自体でなく、議決権を占めることを規制する点は、改正前と変わりありません。

イ 間接出資の計算方法

間接出資については、放送をする無線局の放送免許人等⁶の株式を直接取得する法人又は団体（「直接株主」）の、放送免許人等の議決権に占める割合の計算方法は、総務省令において定められるものとされました。総務省令の内容は、NTT法の手法を参考にしているとされていますが、NTT法とは異なる計算方法も導入され、やや複雑なものとなっています。以下、詳述致します。

i) 原則的計算方法（平成17年改正電波法施行規則第6条の3の2第1項、第2項）

総務省令によれば、放送免許人等に対する間接出資について、①外国法人等⁷による直接株主に対する出資比率が10%以上であって、かつ、②その直接株主の放送免許人等に対する出資比率が10%以上である場合のみ、直接株主を通じて間接的に保有する議決権割合を計算することになります。逆にいえば、上記①②のいずれかの条件を満たさない場合には、その直接株主を通じた議決権の間接的保有については規制の対象外となります。上記①②の条件を両方満たす場合には、間接的に占める議決権の割合は、直接株主の放送免許人等に対する議決権の割合に、外国法人等の直接株主に対する議決権の割合を乗じて決定されることとなります。

但し、外国法人等が占める直接株主の議決権割合が2分の1を超える場合には、直接株主の放送免許人等に対する議決権の割合が、間接議決割合とされま⁸す。この場合、他の外国法人等がいても、その外国法人等については、間接議決権を計算しません。

以上が原則的な計算方法ですが、議決権10分の1未満の特例、実質的支配

⁶ 免許を受けようとする者を含みます。以下、「放送免許人等」と言います。

⁷ ①日本の国籍を有しない人、②外国政府又はその代表者、③外国の法人又は団体を言います（平成17年改正電波法施行規則第6条の3の2第1項）。

⁸ 直接株主の放送免許人等に対する議決権の割合が10%以上であることは必要です。平成17年改正電波法施行規則第6条の3の2第2項は、1の「外資系日本法人」につき外国法人等が2以上ある場合の規制であるところ、「外資系日本法人」は、放送免許人等の議決権の割合の10分の1以上を占める平成17年改正電波法第5条第4項第3号ロに掲げる者とされており、10%の議決権割合が定義に含まれているからです。

の特例、照会の特例が設けられています。

ii) 議決権 10 分の 1 未満の特例（平成 17 年改正電波法施行規則第 6 条の 3 の 2 第 3 項）

上記①又は②の条件を満たさない場合であっても、外国法人等が複数の直接株主の議決権を有する場合には、事実上外国法人等が直接株主を支配することが可能であることから、それを防止するための規制です。個々の直接株主に着目すると、規制が及ばないようであっても、外国法人等に着目して全体として事実上の支配が及ぶ場合にも i)と同様の規制を及ぼそうとするものといえます。i)の計算を行った結果、議決権割合が 10%以上となるのであれば、この結果が間接議決権の割合とされます。

iii) 実質的支配の特例（平成 17 年改正電波法施行規則第 6 条の 3 の 2 第 4 項）

外国法人等が直接に外資系日本法人の議決権を占めていなくても、間接的に法人又は団体の議決権を有することで事実上放送免許人等を支配することが可能であることから、それを防止するため、外国法人等がその議決権の 2 分の 1 超を占める法人又は団体については、上記 i)及び ii)の計算上は、外国法人等として扱うものです。

vi) 照会の特例（平成 17 年改正電波法施行規則第 6 条の 3 の 2 第 5 項）

放送免許人等⁹が株主名簿・実質株主名簿の名義書換の請求若しくは通知を受けた場合に間接議決権の割合を確認し、又は議決権制限株式を特定するために、放送免許人等の議決権を有する法人又は団体に対し、放送免許人等について外国法人等が占める割合その他の事項を照会した場合について、その照会を受けた日から起算して 7 営業日以内にその回答が得られないときは、外国法人等が占めるこれらの放送免許人等の議決権のすべてを間接議決権の割合として、上記 i)の計算をすることとされています。

放送免許人等はその株主に係る間接議決権割合の把握にあたって当該株主の協力に頼ることとなりますが、当該株主には自らの議決権を占める者のうち、外国法人等が占める割合を放送免許人等に報告する義務がないことから、放送免許人等は株主の協力が得られなければ、間接議決権の割合の計算ができません。そこで、照会がなされたにもかかわらず、回答が無い場合に、放送免許人等の議決権のすべてを間接議決権の割合として計算する規定を置いたものです。

照会は、書面又は電子情報処理組織の使用により行うことができます。電子メールによる照会は、電子情報処理組織の使用として可能です。

照会をすることができる株主は、放送免許人等の議決権の 10 分の 1 以上を占める者に限られます。したがって、ii)iii)の特例によって外資規制にあたるような場合については、この照会の制度によってもそれを知ることはできないと考えられます。もっとも、これらの場合についても放送免許人等が随時把握することは事実上不可能であることから、これらの場合については、放送免許人等がこれらの特例に基づく計算をするべき事実を知ったときに、速やかにその

⁹ ここでは、放送法第 52 条の 8 第 1 項に規定する一般放送事業者である放送免許人等を意味します。

旨を総務大臣に報告するものとし、ii)iii)の特例の計算は当該報告をした日にされたものとするとしてされています（電波法施行規則第6条の3の2第6項）。¹⁰

なお、以上は、平成17年改正電波法施行規則第6条の3の2における、平成17年改正電波法第5条第4項第3号柱書きに規定される「総務省令で定める割合」についての規定ですが、同号口に規定される「総務省令で定める割合」についても、平成17年改正電波法施行規則第6条の3の2で事実上規定されていることから、平成17年改正電波法施行規則第6条の3の3は、「前条のとおり」と定めています。

（参考）NTT法

NTT法第6条には、名義書換を禁止することによって、外資による株式保有を規制する規定が存在します。

NTT法においては、「日本国籍を有しない人」、「外国政府又はその代表者」、「外国の法人又は団体」が直接占める議決権割合と10%以上の議決権を有する国内法人(直接株主)を通じて間接的に保有する議決権割合を合計した議決権割合が3分の1以上となる場合にNTTが株主名簿の名義書換を行うことを明示的に禁止しています（同法第6条、同法施行規則第4条）。

（参考）航空法

航空法においても、航空機の登録と航空運送事業の許可について、外資規制が存在します（同法第4条第1項、第100条第1項、第101条第1項第5号、第129条第1項）。以下ご参考までに航空法における外資規制について説明します。

まず、①航空機の登録においては、外国人や外国法人などが所有する航空機は、登録できません（同法第4条第1項第1号ないし第3号）。また、これらの者が直接支配を及ぼす法人が所有する航空機も登録できません（同条同項第4号）。

また、②航空運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない（同法第100条第1項）ところ、その許可には、同法第4条第1項各号に掲げる者に該当しないことが必要とされています（同法101条第1項第5号イ）。さらに、事業の許可については、間接的支配に対する規制として持株会

¹⁰ 平成17年11月25日付け総務省報道資料別添3によれば、「・議決権は、取得した株式が株主名簿又は実質株主名簿に記載されていることがその行使の前提となるため、間接議決権割合の計算は、当該記載の時点において計算対象とする（＝すなわち、間接議決権割合に変動があったこととなる。）」とされています。すなわち、「①既存の免許人の株主の議決権を新たに（又は追加して）外国法人等が占める場合→当該既存の免許人の株主の株主名簿又は実質株主名簿に外国人等が記載されたとき、②外国法人等が既に議決権を有している法人又は団体（外資系日本法人）が新たに（又は追加して）免許人の株主となる場合→免許人の株主名簿又は実質株主名簿に記載されたとき（注なお、請求又は通知のすべてを記載する場合に外資比率を超過する場合には、名義書換拒否が可能となり、それは間接議決権割合として計算されない。）」となります（同報道資料別添3）。そして、免許人が免許人の株主の名簿の状況を毎日把握することは事実上不可能であるため、①の確認は、免許人が、②に係る請求又は通知への対応及び外国人等による株主名簿の名義書換請求における対応をする際に行うこととなります（同報道資料別添3）。

社についての外資規制があります（同号ホ）。申請者の持株会社についても、その議決権の3分の1以上を外国人が占めないこと等を航空運送事業の許可の要件とするものです。この規定は、2002年10月日本で初の航空運送事業会社の持株会社（株式会社日本航空システム）が設立されたことから、当該許可の申請者に加え、その持株会社にも外資規制を実施すべく追加された規定です。

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/12/120310_2_.html

2. 免許の取消し

平成17年改正電波法第75条第1項（改正前電波法第75条）によれば、免許人が第5条第4項の規定により、免許を受けることができない者となったときは、その免許は取り消されることとなります。

平成17年改正電波法においては、上記の規定の例外として、第75条第2項が新設され、間接的支配がなされたために議決権が20%以上となった場合（電波法改正案第5条第4項第3号に該当する場合）に限り、総務大臣は、当該免許人の免許の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めてその免許を取り消さないことができるとされました。

すなわち、他の免許欠格事由が生じた場合には、免許の取消が必要的であるのに対して、間接的支配がなされたために議決権が20%以上となった場合（改正電波法第5条第4項第3号に該当する場合）に限り、「該当することとなった状況その他の事情を勘案して必要があると認めるとき」には、総務大臣は裁量により取り消さないことができるとされました。

この裁量により、総務大臣は、期間を定めてその免許を取り消さないことができます。もっとも、当該免許人の免許の有効期間の残存期間内との限定がされており、本来の免許の有効期間が延長されるわけではありません。

この規定が設けられた趣旨は、当事務所による電話での問い合わせに対する総務省の回答によれば、免許人がその責めによらない事由によって同条項第3号に該当することとなった場合には、直ちに免許を取り消すことが妥当でないこともあるので、これを是正する期間を免許人に与えるものとのことでした。

3. 名義書換の拒否・議決権の否定

ア 間接出資に対する規制の導入

改正前放送法第52条の8第1項によれば、一定の一般放送事業者は、その株式を取得した「日本国籍を有しない人」、「外国政府又はその代表者」、「外国の法人又は団体」から株式の名義書換請求を受けた場合において、その請求に応ずると、これらの者が業務を執行する役員である法人又はこれらの者が議決権の20%以上を占める法人に該当することとなるときは、名義書換を拒否することができるとされていました¹¹。

¹¹ なお、改正前放送法の第52条の8は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16法88）附則第64条（放送法の一部改正）により、同条第2項、第3項に

同条につき、平成 17 年改正電波法において、免許欠格事由につき第 5 条第 4 項第 3 号ロが追加されたことに対応して、名義書換の請求者に電波法第 5 条第 4 項第 3 号ロに掲げる者が追加されました。すなわち、間接出資の場合についても、株主名簿への記載等の拒否が規定されました。

イ 実質株主名簿への記載・記録

また、同条には、改正により、第 2 項が新設されました。第 2 項は、第 1 項が通常の株主名簿についての規定であるのに対し、株券の保管振替制度における実質株主名簿について規定するものです。

なお、同項については、「欠格事由に該当することとならないように当該株式の一部に限って実質株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができる株式」については、実質株主名簿への記載・記録が可能となります¹²。記載・記録の方法は、以下のとおりです（平成 17 年改正放送法施行規則第 17 条の 3 の 2 第 1 項）。

但し

i) 第 1 号

外資規制の計算の対象とならない者の有する株式については、そのすべてを記載します。

まず、平成 17 年改正電波法第 5 条第 4 項第 3 号ロの者については、その者が占める、放送法第 52 条の 8 第 1 項に規定する一般放送事業者の議決権の割合が 10 分の 1 未満である場合は、その占める議決権に係る株式のすべてを記載し、又は記録します。但し、平成 17 年改正電波法施行規則第 6 条の 3 の 2 第 3 項（議決権 10 分の 1 未満の特例）が適用される場合には、除外されます¹³。10 分の 1 未満でも間接議決権割合の対象となるからです。

ii) 第 2 号

外資規制の計算の対象となる者（「外国人等」¹⁴）の有する株式については、前期の実質株主名簿に記載又は記録されている株式の数と、通知に係る株式の数を比較し、その者ごとに、いずれか少ない方を記載し、又は記録します。但し、それにより、外資比率が 20%以上となる場合は、1 株単位の抽せんにより

つき、株式の振替制度の整備に関連する改正がなされています。当該改正は、未施行です（平成 21 年 6 月 8 日までに政令で定める日から施行されます。）。また、改正前放送法第 52 条の 8 第 2 項、第 3 項については、今回の放送法の改正案の対象にもなっています。この点、両改正の関係については、今回の電波法及び放送法の一部を改正する法律案附則第 8 条により、平成 16 法 88 の附則第 64 条（放送法の一部改正）を改正することで調整がなされています。

¹² 基本的には NTT 法に倣ったものとされています（平成 17 年 11 月 25 日総務省報道資料別紙 1）。

¹³ 平成 17 年改正電波法施行規則第 6 条の 3 の 2 第 4 項の規定（実質的支配の特例）の適用がある場合を含みます。

¹⁴ この「外国人等」には、平成 17 年改正放送法 52 条の 8 第 1 項の「外国人等」とは異なり、平成 17 年改正電波法施行規則第 6 条第 3 の 3 の 3 第 5 項の適用を受ける法人又は団体を含むものとして規定されていますのでご注意ください。

記載し、又は記録します。

iii) 第3号

i)及びii)により記載し、又は記録し、さらに議決権制限株式の復活（平成17年改正放送法施行規則第17条の3の3第2項）の規定を適用した場合においてなお外国人等の議決権割合が5分の1に満たないときは、記載又は記録がされなかった株式について、1株単位の抽せんにより記載します。抽せんは、外国人等議決権割合が5分の1以上とされない範囲で行われます。

ウ 議決権の制限

i) 議決権を有しないとされる株式

平成17年改正放送法では、第52条の8第3項が新設されました。同条項は、株主名簿への記載等の拒否ができる場合を除き、外国人等の株式のすべてについて議決権を有するとした場合に、直接の株主に対する間接株主の持分割合が変動した結果として、間接出資規制によって外資規制に抵触することとなる場合に、外国人等が直接又は間接に保有する株式のうち間接出資規制上議決権を認めてよい限度を超える部分につき議決権を有しないと規定するものです。

ii) 議決権を有することとなる株式

なお、同項では、「株主名簿又は実質株主名簿に記載され、又は記録されている同号イ及びロに掲げる者が有し、又は有するものとみなされる株式のうち同号に定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式」については、議決権が認められます。但し

平成17年改正放送法施行規則第17条の3の3第1項は、その1号、2号に定める株式を議決権制限株式と定め、議決権制限株式以外の株式が上記の「総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式」であるとしています。

議決権制限株式は、以下のとおりです。

a) 外国法人等が放送法第52条の8第3項に規定する一般放送事業者（「第3項一般放送事業者」）の株主たる法人又は団体の議決権を新たに又は追加して有することにより、その第3項一般放送事業者が外資比率を超える場合（1号）

この場合、当該新たに又は追加して有する株式のうち、外資比率20%を超える部分に相当する議決権に対応する株式は議決権制限株式となります。

第3項一般放送事業者の株主たる法人又は団体が複数あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合¹⁵に応じて、按分して計算した数の株式が議決権制限株式となります。

¹⁵ 外国法人等が占める当該法人又は団体の議決権の割合が議決権の割合が2分の1を超える場合は、10割とされます。

なお、平成 17 年 11 月付け総務省放送政策課資料によれば、議決権が制限される株式の数は、当該外資系日本法人等について外国法人等の占める議決権の割合に相当する部分に限られますが、そもそも議決権制限株式は外資比率を超える部分に相当する議決権に対応する株式について発生することから、これについて省令には規定しないものとされています。

- b) 電波法施行規則第 6 条の 3 の 2 第 6 項の規定により、同条第 3 項（議決権十分の一未満の特例）及び第 4 項（実質的支配の特例）までの計算がされた結果、その第 3 項一般放送事業者が外資比率を超える場合（2 号）

この場合には、当該計算に係る株式のうち、外資比率 20%を超える部分に相当する議決権に対応する株式は議決権制限株式となります。

この場合の計算について、法人又は団体が複数あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合に応じて、按分して計算した数の株式が議決権制限株式となります。

1 号は、それに該当する事象が生じたタイミング（新たに又は追加して株式を占めるタイミング）で計算され、2 号は、それに該当する事象が生じたタイミング（新たに又は追加して株式を占めるタイミング）ではなく、第 3 項一般放送事業者がそれを知り、総務大臣に報告したタイミングで行われるものです。したがって、1 号と 2 号は別に規定されています。なお、同条第 5 項（照会の特例）により計算される場合は、放送法第 52 条の 8 第 1 項若しくは第 2 項に規定する請求若しくは通知を受けた場合の規定であり、上記 a) に該当します。

iii) 議決権制限株式が議決権を有することとなる株式となる場合

以下の場合には、外国人等議決権割合が 5 分の 1 とならない範囲内で、議決権制限株式となった時期の早いものから順に議決権を有することとなる株式となるものとされています¹⁶。

- a) その株式に議決権制限株式がある第 3 項一般放送事業者の議決権を占める外国人等¹⁷が、議決権の全部又は一部を占めなくなることによって、外資比率が 5 分の 1 未満となる場合。（株主名簿に記載又は記録された外国人等に係る株式の譲渡等がこれにあたります。）
- b) 実質株主名簿の名義書換の際に、上記イ ii) の措置（前期名簿と今期通知の少ない方を記載・記録）をとっても、なお外国法人等議決権割合が 5 分の 1 に満たない場合。

実質株主名簿の名義書換は、上記イのとおりそれが行われますが、通知された株式を有するとみなされる者のすべてを記載又は記録する（上記イ iii)）前の、前期の実質株主名簿と今期の通知を比較して少ない方

¹⁶ 同時に議決権制限株式とされた株式が複数有り、かつ当該株式を有し、又は有する者とみなされる者が複数ある場合には、同時に議決権制限株式とされた株式の数に応じて按分して計算されます。

¹⁷ 上記注 8 に同じ。

を記載又は記録した（上記イ ii）後に、議決権制限株式は議決権を有する株式となります。

なお、平成 17 年 11 月付け総務省放送政策課資料によれば、iii)の場合において、法第 52 条の 8 第 1 項又は第 2 項の規定により名義書換拒否をされているものとの関係については特段規定がありませんが、株主名簿については過去に拒否した株式のリスト等を作成することなく請求がある度に判断するものであるため前後関係という概念は発生しないこと、実質株主名簿については上記イ iii)により措置するものであることから、省令には特段の規定を設けないとされています。

（参考）NTT法、航空法

前述のとおり、NTT法第 6 条においては、名義書換の禁止についての規定が存在します。また、航空法第 120 条の 2 第 1 項においても、名義書換の拒否についての規定が存在します。

エ 名義書換拒否等の通知（第 17 条の 3 の 4）

実質株主名簿の名義書換拒否をした場合、議決権制限株式が発生した場合及び議決権制限株式が議決権を有することとなる場合には、それぞれその株主等に通知をするものとされています。

通知事項は、以下のとおりです。

- ①株主の氏名又は名称
- ②株主の住所
- ③記載若しくは記録が拒まれた株式の数又は議決権を有しないこととされた若しくは有することとされた株式の数
- ④記載若しくは記録が拒まれた日又は議決権を有しないこととされた若しくは有することとされた日

4. 施行期日・経過措置

電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第 21 号）により、施行期日は、平成 18 年 4 月 1 日とされました。

電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第 5 条により、本法の施行前から外国株主の間接的支配の対象とみなされる株式を有する「特定外国株主」（平成 17 年改正放送法第 52 条の 8 第 3 項の規定により議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主。）は、施行の日から議決権を失います。

施行日時点において、免許人の外国人等が占める議決権割合が 5 分の 1 以上となっている場合には、外資系日本法人等が有し、又は有するものとみなされる株式のうち 5 分の 1 を超える部分に相当する議決権に対応するものを議決権制限株式とします。複数の者が該当する場合には、その持株比率によって按分します。

以上